

「消えた子ども達」の怪

先月のことになりますが、大阪府の富田林市で9歳の男児の安否が不明となっていることが判明し、祖父母等が生活保護費を不正受給した疑いで逮捕されるという事件が発生しました。

こうした事態を受け全国の状況を確認した文部科学省によると、昨年5月1日現在で「不明児」とされる小中学生が1191人も存在することが判明し、大変驚いています。

また、道教委でも道内の状況を確認したところ、5月1日現在で1年以上居場所が分からない小中学生は21人となっています。

「不明児」というのは、学校が居場所をつかめず、1年以上も「行方不明」とされている小中学生のことですが、そういう子ども達が日本国内に1千人以上も存在するというのは、一体どういう事なのでしょう。

昨年高齢者の所在不明が、大きな社会問題となりましたが、高齢者に限らず多くの子ども達が所在不明になっている現実に直面し、日本社会の劣化がここまで進んでいるのかと暗澹たる気持ちになります。

子ども達が所在不明となっている背景には、親の離婚や経済苦、更には家庭内暴力など複雑な家庭事情が考えられます。

どこか別の学校に通っていて安否が確認できた子どもいるようですが、多くは所在が掴めず、教育を受けているのかどうかはもとより、元気に生活しているのか安否さえも確認できません。もしかしたら事件に巻き込まれているのではないかと、といった最悪の可能性もあり心配です。

就学年齢になっている子どもを、親が所要の手続きを行わず、子どもが学校に通えないというのは、どのような事情があるにせよ、子どもに対する虐待と考えるべきではないでしょうか。

例えば、ドメスティック・バイオレンスから逃れるため、やむを得ず所在を隠して生活している場合もあるようですが、そうした場合でも、関係機関と十分連携すれば、子どもを保護しながら学校に通わせることも可能だと思います。保護者はもとより行政や学校も、何ら努力をせず子どもから学ぶ機会を奪っ

てはなりません。

富田林市における男児の場合は、小学校入学を控えた2009年3月、共に住民登録されている曾祖母が市に「男児とは一緒に住んでいない。父親から児童養護施設にいると聞いている」と説明したにもかかわらず、市は学校への在籍を認めています。しかし、男児は登校せず、1年後に「不明児」の扱いになりましたが、市は、曾祖母が昨年8月に「ひ孫の住民登録を消して欲しい」と訴えるまで、2年5カ月の間男児の安否を確認していませんでした。

富田林市では「もう一步突っ込んだ形で消息を確認すべきだった」と対応の誤りを認めています。行政や学校が家庭の問題に深く介入できないという難しさがあるとはいえ、まずは危機感を持って子どもの所在確認に当たるべきで、今回のケースは行政の怠慢といわれても致し方ないでしょう。

住民票を移さなくても希望すれば意見先の学校に通うことが出来るという状況の中で、子どもの所在確認が難しくなっている面もありますので、住民票を持たずに通学している子ども達の情報が共有出来る仕組みなども含め、対応策を考える必要があると思います。

また、今回の行方不明児の問題に付随して浮かび上がってきた問題は、「日本国籍を持たない子ども達はどうなっているのだろう」ということです。

日本国籍をもつ就学年齢の子どもは、市区町村教委が作成する学齢簿によって把握されますが、日本国籍を持たない子どもたちは全く埒外に置かれています。日本国内には、日本国籍を持たない15歳未満の子ども達が20万人いるともいわれていますが、これらの子ども達の教育環境が把握されていません。

日本の国内にいる子ども達は、国籍の如何にかかわらず、必要な教育が受けられるよう配慮すべきであることは、いう迄もありません。

(塾頭 吉田 洋一)